

旭川市水道事業配水管老朽度診断業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和 7 年 1 月 1 4 日

旭川市水道事業管理者 佐藤 幸輝

1 担当部局

〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目
旭川市水道局上下水道部水道施設課水道事業係
電話 0166-24-3153
FAX 0166-24-3693
E-mail suido_sisetsu@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 旭川市水道事業配水管老朽度診断業務

(2) 業務内容

旭川市の配水管総延長は令和5年度末時点で約2,230kmとなっており、この内約920kmについては経年劣化の進行等により漏水が懸念され、これらの更新完了には40年以上という長い年月が必要になる。ただ、これら漏水が懸念される管路においては、漏水の危険性を特定する要因が判明しておらず、優先すべき管路の特定ができないことが課題となっていることから、更新を優先すべき管路と更新を後年度へ先送りできる管路を選別し、より効果的かつ効率的な管路更新を推進するための実施計画の策定に向け、その基礎資料となる配水管の劣化状況を把握することを目的に、埋設環境（環境ビッグデータ）と過去の漏水データを掛け合わせてAI（機械学習）により行う管路の老朽度診断等

ア 配水管老朽度診断

イ 更新優先度の設定

ウ 更新需要の見通しの検証

エ 報告書の作成

(3) 履行期間 契約を締結した日から令和8年3月10日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 令和5・6・7年度旭川市水道局物品購入等競争入札参加資格者名簿において、営業

種目「3281 情報システム開発（セットアップ）」又は「3378 水道施設維持管理（保守点検含む）」に登録されていること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市水道事業配水管老朽度診断業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和 7 年 1 月 14 日から令和 7 年 2 月 3 日まで

(2) 交付方法

1 の場所で交付するほか、旭川市水道局ホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/index.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和 7 年 2 月 3 日（月）午後 5 時

イ 提出場所 1 に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

(2) 参加資格の確認等

3 に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和 7 年 2 月 17 日（月）午後 5 時

イ 提出場所 1 に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参加資格要件確認結果通知書にて参加資格を有する旨を通知した後、審査結果通知日までの間に旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けた場合

7 受託候補者の特定

旭川市水道事業配水管老朽度診断業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、旭川市水道局（以下「水道局」という。）は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、水道局は一切の損害を負担しない。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市水道局契約規程第 27 条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

業務完了後払いとする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は，提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は，提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は実施要領等による。